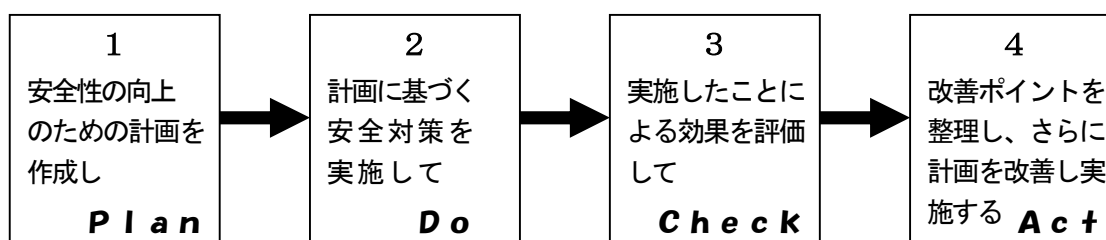


平成 18 年度「運輸安全マネジメントに係る取組み」結果について
～輸送の安全に関する情報～

平成 17 年 4 月に発生したＪＲ西日本福知山線における事故など、ヒューマンエラーによる事故の多発をきっかけとして、平成 18 年 10 月に改正道路運送法等が施行されました。すべての運送事業者は、経営トップから現場の職員に至るまで、輸送の安全が最も重要であることを自覚し、運輸安全マネジメントにより絶えず輸送の安全性の向上に努めなければなりません。

また、運送事業者は、毎年度、事業年度の終了後 100 日以内に、輸送の安全に関する基本方針や輸送の安全に関する目標及び目標の達成状況、事故に関する情報等を公表することとなりました。これを受けて、川崎市交通局といたしまして、輸送の安全に関する情報を公表するものです。

運輸安全マネジメントとは・・・



という手順を継続的に繰り返すことによって、輸送の安全のレベルアップを図ろうとするものです。

目 次

- 1 輸送の安全に関する基本的な方針
- 2 輸送の安全に関する目標と達成状況
- 3 自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計
- 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統
- 5 輸送の安全に関する重点施策
- 6 輸送の安全に関する計画
- 7 事故災害に関する報告連絡体制及び指揮命令系統
- 8 輸送の安全に関する教育及び研修の計画
- 9 輸送の安全に関する内部監査等
- 10 輸送の安全に関する予算等の実績額
- 11 安全統括管理者、安全管理規程

運輸安全マネジメントに係る取組み

「輸送の安全性の向上」に向けて、自動車運送事業者に運輸安全マネジメントの導入を義務付ける改正道路運送法等が、平成 18 年 10 月に施行されたことを受け、市バスでは「川崎市交通局旅客自動車運送事業安全管理規程（以下、「安全管理規程」という。）」を制定し、輸送の安全性の向上に努め、お客様の安全を最優先とした、人にやさしいバスを目指しています。

今般、旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 7 第 1 項の規定により、平成 18 年度の輸送の安全に係る情報について公表するものです。なお、平成 19 年度の取組みについても付記しています。

1 輸送の安全に関する基本的な方針

安全管理規程に基づき、輸送の安全に関する基本的な方針を次のとおり定めています。

- (1) 交通局長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、局内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たしてまいります。また、営業所における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、全職員に対して輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (2) 川崎市バスは、運輸安全マネジメントを確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全職員が一丸となって業務を遂行するほか、絶えず輸送の安全の向上に努めてまいります。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。

2 輸送の安全に関する目標と達成状況

事故件数の削減

(1) 中期的な目標

安全管理規程に基づき、平成 16 年度の事故件数 71 件から、50%減の 36 件への削減を中期的な目標と定めています。

(2) 平成 18 年度の事故削減目標と目標達成状況

平成 18 年度目標 57 件（平成 16 年度 71 件の 20%減）

結果 71 件 となり、目標は達成できませんでした。

目標が達成できなかった要因として、次のとおり考えます。

- ・ 安全運行に関する職員の意識徹底が不足していたこと。
- ・ 安全運転に関する研修教育の機会が不足していたこと。

平成 18 年度は、前年度と比較すると事故件数で 8 件、有責事故件数で 2 件減少しています。また、事故種別で見ると、事故件数の大多数を占める「もらい事故」を含む自動車接触事故が減少せず、一方で車内事故が増加しました。

このことから、平成 19 年度につきましては、事故防止の取組みを一層強化します。

〔事故件数の推移〕

単位：件

	H13	H14	H15	H16	H17	H18 目標	H18 結果	H19	H20	H21	H22 目標
事故件数	97	88	81	71	79	57	71			→	36
前年度比較		-9	-7	-10	8	-22	-8			→	-35

※ 平成 22 年度については、平成 16 年度との比較

〔責任点数及び年間走行距離 10 万 km あたりの事故発生件数〕

平成 18 年度目標

営業所	車両数 (両)	総走行距離 (千 km)	平成 18 年度目標		
			事故件数 (件)	責任点数 (点)	10 万 km あたりの 事故発生件数 (件)
上平間	79	2,799	13	960	0.46
塩 浜	96	3,838	20	960	0.52
井 田	66	2,340	12	560	0.51
鷺ヶ峰	92	3,645	12	960	0.32
計	333	12,622	57	3,440	0.45

(責任点数は、平成 16 年度 4,300 点の 20% 減としました)

結果及び目標との比較

営業所	車両数 (両)	総走行距離 (千 km)	平成 18 年度結果		
			事故件数 (件)	責任点数 (点)	10 万 km あたりの 事故発生件数 (件)
上平間	73	2,754	24	2,000	0.87
塩 浜	97	3,859	20	1,500	0.52
井 田	62	2,321	6	300	0.26
鷺ヶ峰	92	3,659	21	2,400	0.57
計	324 (-9)	12,593 (-29)	71 (+14)	6,200 (+2,760)	0.56 (+0.11)

参考

	車両数 (両)	総走行距離 (千 km)	平成 17 年度		
			事故件数 (件)	責任点数 (点)	10 万 km あたりの 事故発生件数 (件)
計	333	12,771	79	6,400	0.64

注 1 責任点数表

人 身 事 故	死 亡	入院 30 日以上	入院 29 日以下	通院 14 日以上	通院 13 日以下
物 損 事 故	500 万円以上	300 万円～499 万円	100 万円～299 万円	50 万円～99 万円	50 万円未満
責 任 点	1000 点	500 点	300 点	200 点	100 点

※ 当方過失責任なしは 0 点

注 2 10 万 km 走行あたりの事故発生件数

算式＝事故発生件数÷総走行距離×10 万 km

〔事故種別件数〕

単位：件

事故種別	H13	H14	H15	H16	H17	H18
通行人接触	11	6	9	8	4	3
乗り降り損じ	4	2	3	2	2	0
車内事故	9	12	12	3	17	19
衝突による乗客乗員負傷	16	12	12	9	12	7
その他人身事故	1	0	0	4	0	0
人身事故計	41	32	36	26	35	29
自動車接触事故	53	47	44	45	43	40
建設物接触事故	3	9	1	0	0	1
その他物件事故	0	0	0	0	1	1
対物事故計	56	56	45	45	44	42
合計	97	88	81	71	79	71

3 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

〔国土交通省へ報告した重大事故件数〕

単位：件

	H13	H14	H15	H16	H17	H18
重大事故件数	4	1	8	5	8	5
うち第2条第2号に該当	3	1	2	3	1	3
うち第2条第4号に該当	1	0	6	2	7	2

※第2条第2号に該当する事故とは、死者又は重傷者を生じたもの（14日以上入院又は入院を要し治療期間30日以上のもの等）

※第2条第4号に該当する事故とは、操縦装置等の不適切な操作により傷害を生じたもの（11以上の治療を要する傷害）

〔平成18年度重大事故の内容〕

事故発生日	発生状況	治療期間等
平成18年5月14日	発車時の車内転倒 負傷 乗客1名	通院15日
平成18年6月28日	発車時の車内転倒 負傷 乗客2名	入院5日、通院30日 通院19日
平成18年10月17日	バスがオートバイに接触 負傷 オートバイ乗員1名	入院5日、通院5日
平成19年1月25日	バスにミニバイクが接触 負傷 乗客3名 バイク乗員1名	入院12日、通院19日 通院2日 通院2日 通院2日
平成19年3月28日	バスと自転車が接触 負傷 乗客1名 自転車乗員1名	入院10日、現在通院中 通院2日

〔国土交通省へ報告した車両路上故障件数〕 13件（第2条第6号）

4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

輸送の安全の確保に向けた責任ある組織体制について、経営トップ、安全統括管理者、運行管理者、整備管理者その他必要な責任者を構成員とした、「川崎市バス輸送安全対策推進組織」を別紙１のとおり定めています。

5 輸送の安全に関する重点施策

安全管理規程に基づき、輸送の安全に関する重点施策を次のとおり定めています。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令等に定められた事項を遵守します。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うように努めます。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、局内において必要な情報を伝達し、共有します。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施します。

6 輸送の安全に関する計画

(1) 平成 18 年度 of 取組み

ア 事故防止計画及びサービス向上計画を策定し、次のとおり実施しました。

- (ア) 各月の具体的な主題と強調目標の設定及び職員への徹底
- (イ) 安全運転研修会の実施
- (ウ) 非常用具・車椅子等取り扱い講習会の実施
- (エ) 統一調査の実施(日常点検実施状況等 9 項目の現況調査)
- (オ) 添乗による乗務観察の実施(合同査察)
- (カ) 事故警報又は点呼指示事項の発信及び職員への徹底
- (キ) 飲酒運転防止対策の実施
- (ク) 公共交通機関等におけるテロ対策の実施
- (ケ) その他輸送の安全の確保に関する個別的な取組み

イ 事故防止に関する国土交通省、警察、神奈川県・川崎市の行政機関、日本バス協会等と連携して、次の各種運動に取り組みました。

- (ア) 春・秋の全国交通安全運動
- (イ) 夏の交通事故防止運動
- (ウ) 事業用自動車事故防止コンクール
- (エ) 年末の交通事故防止運動
- (オ) 年末年始自動車輸送安全総点検
- (カ) 違法駐車追放強化月間

ウ 市バス独自の取組みとして、安全推進に係る運動を展開しました。

(7) 無事故運動

(イ) サービス向上運動

(ウ) 事故防止コンクール

(エ) 安全運転に効果的なエコドライブの推進

(2) 平成 19 年度の目標

事故のうち、有責事故（当方に過失がある事故）を削減することが重要であることから、対象を事故件数全体から有責事故件数に変更し、中期的な目標については、平成 22 年度までに、平成 16 年度の有責事故件数 39 件から約 50%減の 20 件とします。

平成 19 年度の目標については、有責事故件数を前年度比較 7 件減の 38 件とします。

また、重点的な取組みとして、事故件数の多数を占めている車内事故の防止に取り組めます。

〔有責事故件数の推移〕

単位：件

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19 目標	H20	H21	H22 目標
有責事故件数	57	58	48	39	47	45	38	→	→	20
前年度比較		-1	-10	-9	8	-2	-7	→	→	-19

※平成 22 年度については、平成 16 年度との比較

〔目標達成に向けた取組み〕

平成 19 年度の目標を達成するために、次の課題に取り組めます。

① 指導監督の徹底

安全管理規程に基づき、乗務員指導監督年間計画を策定し、研修等を着実に実施します。

② 職員の意識向上

車内事故防止に向けた重点的な取組みの周知徹底を図るとともに、人事評価制度への反映を行います。

③ 職員の健康管理の徹底

定期健康診断の確実な受診を促します。また、健康診断後にフォローアップ及び産業医による個別指導を行います。

④ 各種キャンペーンの実施

関係機関と連携したキャンペーンに積極的に参加するとともに、交通局独自の「無事故運動」を実施します。

⑤ 事故防止に有用な最新機器の導入と活用

ドライブレコーダーや事故防止に係るソフト等を導入し、乗務員研修に活用します。

7 事故災害に関する報告連絡体制及び指揮命令系統

自動車事故報告規則に定める、いわゆる重大事故、若しくは災害等が発生した場合の「事故・災害等に関する報告連絡体制及び指揮命令系統」を別紙2のとおり定めています。

8 輸送の安全に関する教育及び研修の計画

輸送の安全に関する目標を達成するための教育及び研修等の具体的な取組みは、別紙3のとおりです。

9 輸送の安全に関する内部監査等

(1) 平成19年度上半期に、各営業所に対して内部監査を実施します。

(2) その他

平成18年度については、平成18年8月3日関東運輸局の巡回監査（塩浜営業所）により指摘を受けた次の項目について、各営業所に対し指導徹底を図りました。

ア 乗務員に対する「輸送の安全確保についての指導監督」について指摘がありましたので、年間計画を見直し指導教育を強化しました。

イ 点呼の実施結果の記録方法を見直し、改善しました。

10 輸送の安全に関する予算等の実績額

安全管理規程に基づき、輸送の安全に関する費用支出及び投資は、輸送の安全対策が効果的に行われるよう重点的かつ効率的に行います。特に、次の事項を重点的に取り組みます。

(1) 車両は計画的に更新し、最新規制適合及びバリアフリー対応の車両を導入します。

(2) バス運行情報提供システムの運用を拡大します。

(3) アルコール検知器を電子データ記録保存式に更新します。

(4) ドライブレコーダーを導入し、運転操作の実情を把握分析することにより、安全運行に向けた運転技能の向上を図ります。

〔平成18年度実績〕

単位：千円

区 分	数 量	事業費
ノンステップバスの購入	CNGノンステップバス 2両 最新規制適合ノンステップバス 16両	440,129
バス運行情報提供システムの導入拡大	上平間・鷺ヶ峰営業所管内	88,101
バス停留所施設の整備	停留所上屋 10か所（うち翌年度繰越 9か所） 照明付停留所標識 10基	4,333
営業所セキュリティ対策の充実	上平間・塩浜・井田・鷺ヶ峰営業所	18,795
アルコール検知器の更新	上平間・塩浜・井田・鷺ヶ峰営業所	748

〔平成 19 年度計画〕

単位：千円

区 分	数 量	事業費
ノンステップバスの購入	CNGノンステップバス 2 両 最新規制適合ノンステップバス 33 両	872,867
バス運行情報提供システムの導入拡大	塩浜営業所管内	48,264
バス停留所施設の整備	停留所上屋 10 か所 照明付停留所標識 10 基	25,654
ドライブレコーダーの導入	ドライブレコーダー10 台	3,333
後方支援システムの充実	上平間・塩浜・井田・鷲ヶ峰営業所	4,471

1 1 安全統括管理者、安全管理規程

(1) 安全統括管理者

輸送の安全を確保するための事業を統括管理するために、道路運送法第 22 条の 2 第 2 項第 4 号の規定により、安全統括管理者を次のとおり選任しています。

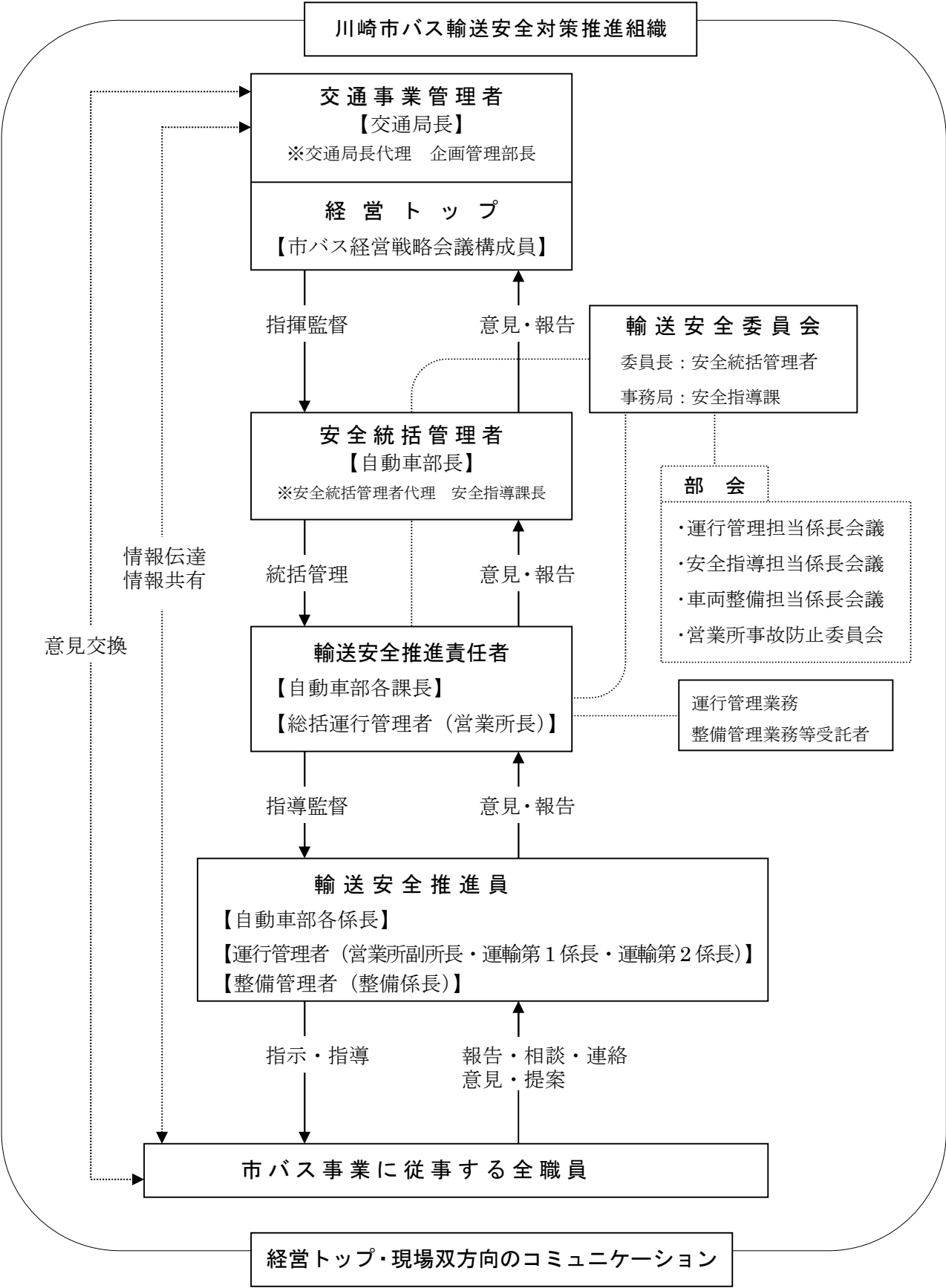
平成 18 年 10 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日 自動車部長 望月 明

平成 19 年 4 月 1 日から 自動車部長 内田 正

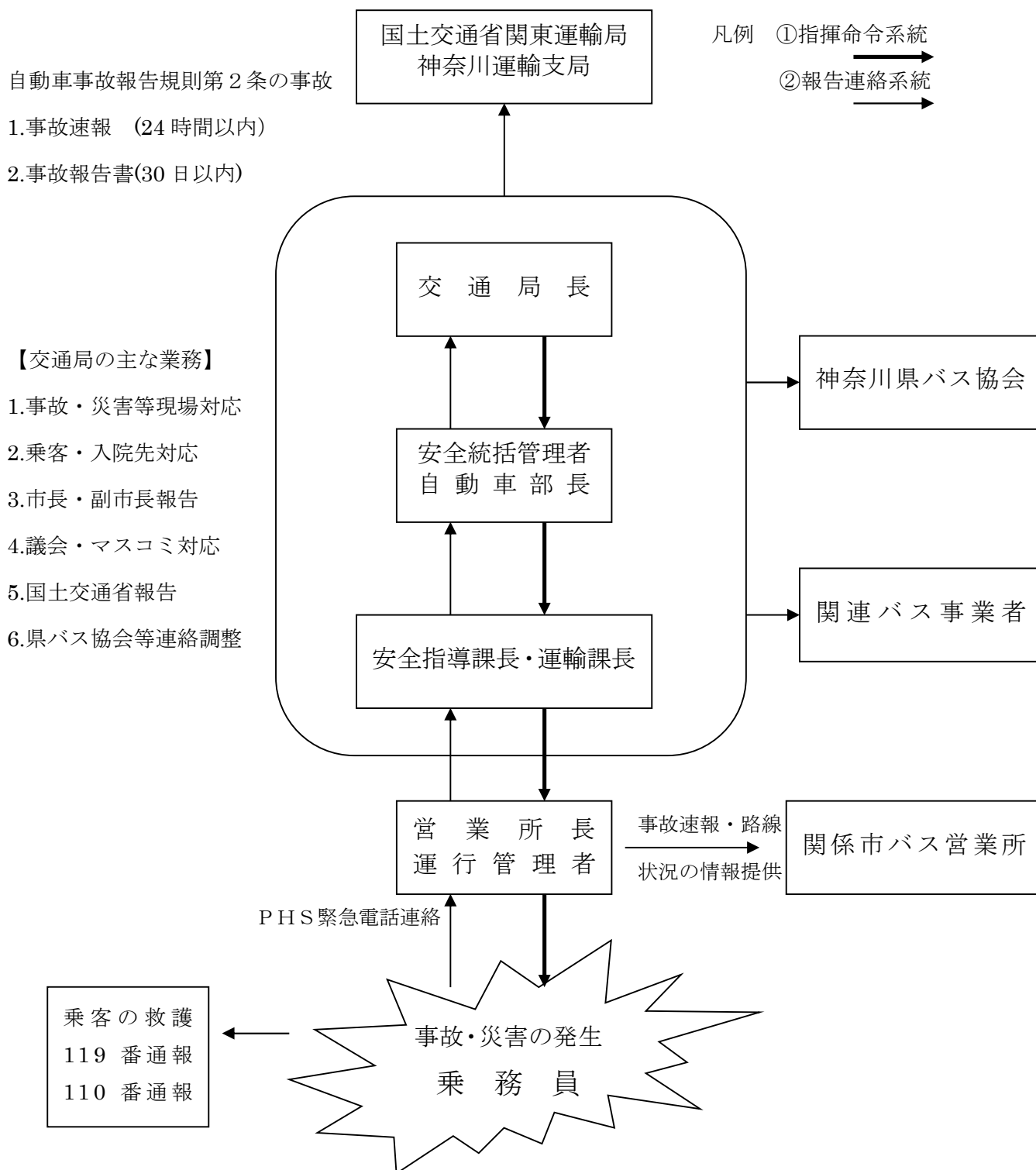
(2) 安全管理規程

道路運送法第 22 条の 2 の輸送の安全に関する規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とした「川崎市交通局旅客自動車運送事業安全管理規程」を別添のとおり定めています。

輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令等系統



事故・災害等に関する報告連絡体制及び指揮命令系統



【事故、災害等発生時の連絡方法】

営業所は、交通局本局の勤務時間内のときは自動車部安全指導課に、勤務時間外・休祭日のときは、緊急連絡網により本局担当者の自宅又は携帯電話により報告する。（自動車事故緊急連絡網は添付省略）

【大規模な事故、災害等発生時の場合】

バスジャック対応マニュアルに記載する緊急対策本部に準じた方式で組織編制する。

輸送の安全に係る教育及び研修等計画

	平成18年度実績	平成19年度計画
研修内容	全体研修 - 安全運転研修（年2回） - 運行管理者による乗務員研修 - 非常用具・車椅子等取り扱い講習 - 飲酒運転防止研修 個別研修 - 事故惹起者への安全指導教育 - 年代別研修 - エコドライブ研修	全体研修 - 安全運転研修（年2回） - 運行管理者による乗務員研修 - 非常用具・車椅子等取り扱い講習 - 飲酒運転防止研修 - 車内転倒防止研修 - 高齢者疑似体験研修 - 車内アナウンス改善研修 - エコドライブ研修 - ヒヤリハット研修 - 全乗務員対象の一般適性診断の受診 個別研修 - 事故惹起者への安全指導教育 - 年代別研修

川崎市バス乗務員一般的指導監督月別実施計画

実施月	4～6月	7～8月	9～11月	12～2月
研修 指導監督区分	安全運転研修会（法令講習会、運行管理者による乗務員研修）	運行管理者による乗務員研修	安全運転研修会（法令講習会、運行管理者による乗務員研修）、産業医（保健相談員）による個別指導	非常用具・車椅子等取扱講習会
1 市バス運転上の心構え	●			●
2 運行の安全確保の基本的事項	●		●	
3 バスの構造上の特性				●
4 乗車中の旅客の安全確保				●
5 乗降時の安全確保	●			●
6 運行経路・交通状況の確認	●	●	●	
7 危険予測及び回避	●	●	●	
8 運転適性に応じた安全運転	運転適性診断を計画的に行い、診断結果に基づき個々の乗務員に自らの運転行動の特性を自覚させ、安全運転に係る適切な指導を行う（1カ月以内に実施）。			
9 交通事故における生理的・心理的要因及び対処方法	●		●	
10 健康管理の重要性			●	
備考	安全運転研修会を通じて、交通事故の防止、運転マナーの向上を図る。	ヒヤリハットビデオ、危険予知トレーニング等により実施	安全運転研修会を通じて、交通事故の防止、運転マナーの向上を図る。健康診断結果について、個別指導	緊急時を想定した非常用具取扱いの訓練や車椅子対応訓練等を実施する。